

ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分 低所得の子育て世帯生活支援特別給付金を支給

問申 子ども幸福課 本3階
☎(23)8932

新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、影響を受けている低所得の子育て世帯(ひとり親世帯以外のその他の世帯)に対して給付金を支給します。

●対象者…次の①・②の要件の両方に該当する方

①養育要件(次の①・②いずれかに該当する方)

①児童手当受給児童または特別児童扶養手当受給児童を養育している方

②中学校終了後から18歳年度末までの児童を養育している方

※中度以上の障害のある平成13年4月2日以降に生まれた児童も対象になります。

※令和3年4月1日～令和4年2月28日に生まれた児童も対象になります。

②所得要件(次の①・②いずれかに該当する方)

①令和3年度の住民税均等割が非課税である方

②新型コロナウイルス感染症の影響により家計が急変し、令和3年1月以降の収入が住民税均等割非課税相当である方

※目安として、令和3年1月1日以降の任意の1か月の収入が非課税世帯と同水準の方(上図参照)

●支給額…児童1人当たり5万円

●支給日…①申請不要の方(下図参照)…児童手当または特別児童扶養手当の認定請求を行った翌月25日に支給

②申請が必要な方(下図参照)…申請翌月25日に支給

●注意事項…すでに低所得の子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯分・ひとり親世帯以外分)の支給を受けた児童は支給対象とはなりません。

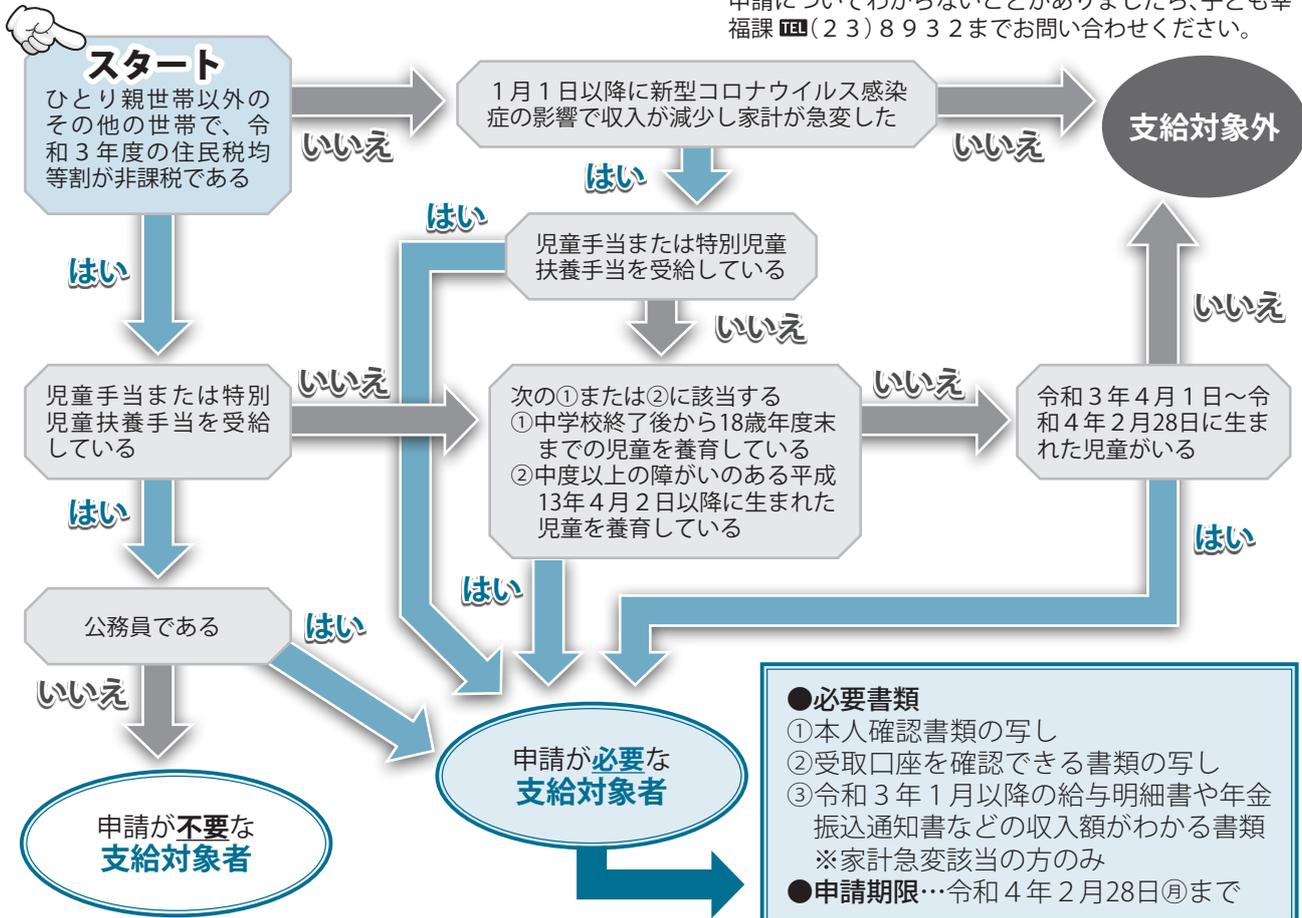
【非課税世帯水準の目安】

家族構成(例)	収入が高い方の1か月の給与収入基準額	収入が高い方の1か月の事業所得基準額
本人+子1人	11万5,000円以内	6万9,166円以内
夫婦+子1人	14万0333円以内	9万2,500円以内
夫婦+子2人	17万5,333円以内	11万5,833円以内
夫婦+子3人	20万8,666円以内	13万9,166円以内
夫婦+子4人	24万1,999円以内	16万2,500円以内
夫婦+子5人	27万5,333円以内	18万5,833円以内

※給与収入＝控除前の総支給額
 ※事業所得＝必要経費控除後の額
 ※家族構成(例)のうち、配偶者の収入が年間103万円(所得48万円)を超える場合は、表内の家族構成に含めることはできません。

給付金支給要件確認フローチャート

※このフローチャートは、給付金の支給要件を確認するための目安として作成したものです。例外もありますので、申請についてわからないことがありましたら、子ども幸福課 ☎(23)8932 までお問い合わせください。



大田原市過疎地域持続的発展計画(案) パブリックコメントを募集

問政策推進課 本6階 TEL(23)8701 FAX(23)8748
✉seisakuishin@city.ohawara.tochigi.jp
〒324-8641 大田原市本町1-4-1

令和3年4月1日に「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」が施行され、旧湯津上村および旧黒羽町が過疎地域の指定を受けました。市では、過疎地域における持続可能な地域社会の形成および地域資源を活用した地域活力の更なる向上を実現するため「大田原市過疎地域持続的発展計画」の策定を進めています。この計画案に対する意見を募集しています。

- 意見を出せる方…次のいずれかに該当する方(個人、団体を問いません)
 - ・市内在住・在勤または在学中の方
 - ・市内に事務所または事業所を有する個人および法人その他の団体
 - ・市に納税義務のある方
 - ・今回の計画案に利害関係のある方
 - 計画案の閲覧方法(場所)…市ホームページ、政策推進課、湯津上支所、黒羽支所
- ※窓口での閲覧受付は、平日午前8時30分～午後5時

- 閲覧・意見募集期間…11月10日(※)まで※郵送の場合当日消印有効
- 提出方法…所定の用紙に住所、氏名、連絡先を明記し、郵送、FAX、メールまたは閲覧場所で直接提出※電話での受付不可
- 意見の取り扱い…提出されたご意見は、内容を検討し、これに対する市の考え方を後日公表します。個々の意見に対し、個別の回答はしません。提出者の氏名その他個人情報公表しません。募集の趣旨と直接関係ない意見などは、意見として取り扱いません。

第4期大田原市生涯学習推進計画(案) パブリックコメントを募集

問生涯学習課 本4階 TEL(23)2100 FAX(23)1905
✉syougaiyakusyuu@city.ohawara.tochigi.jp
〒324-8641 大田原市本町1-4-1

市では、令和4年度からはじまる第4期大田原市生涯学習推進計画の策定を進めています。この計画は生涯学習を総合的・定型的に推進していくための指針となるものです。この計画をよりよいものにするためご意見を募集しています。

- 意見を出せる方…次のいずれかに該当する方(個人、団体を問いません)
 - ・市内在住・在勤または在学中の方
 - ・市内に事務所または事業所を有する個人および法人その他の団体
 - ・市に納税義務のある方
 - ・今回の計画案に利害関係のある方
 - 計画案の閲覧方法(場所)…市ホームページ、生涯学習課、湯津上支所、黒羽支所
- ※窓口での閲覧受付は、平日午前8時30分～午後5時

- 閲覧・意見募集期間…11月8日(※)～29日(※)※郵送の場合当日消印有効
- 提出方法…所定の用紙に住所、氏名、連絡先を明記し、郵送、FAX、メールまたは閲覧場所で直接提出※電話での受付不可
- 意見の取り扱い…提出されたご意見は、内容を検討し、これに対する市の考え方を後日公表します。個々の意見に対し、個別の回答はしません。提出者の氏名その他個人情報公表しません。募集の趣旨と直接関係ない意見などは、意見として取り扱いません。

男女共同参画推進事業者表彰

問申政策推進課 本6階 TEL(23)8715

本市では、男女の性別にかかわらず、個性と能力を発揮できる働きやすい職場づくりに積極的に取り組んでいる事業者を募集し表彰します。皆さまのご応募をお待ちしています。

- 対象事業者…次の①～④のいずれかの取り組みを積極的に行っている市内の事業者
- ①性別にとらわれない能力活用や女性の職域拡大のための取り組み
- ②仕事と家庭生活、その他の活動との両立を支援するための取り組み
- ③男女の人権に配慮し、男女がともに働きやすい職場の環境づくり
- ④その他、男女がともに参画できる社会づくりに向けての取り組み

- 応募期間…11月1日(※)～30日(※)
- 応募方法…応募用紙と事業者の概要が分かる資料を添え、上記まで提出。応募用紙は、市ホームページからダウンロードできます。



※応募された内容について大田原市男女共同参画推進事業者表彰選考委員会の審査を経て、表彰者を決定します。